

習志野市ちば施設予約システム(公園多目的広場)利用規約

(目的)

第1条 この規約は、習志野市公園施設予約システム（以下「システム」といいます。）を利用して、習志野市公園緑地課（以下「公園緑地課」といいます。）が管理する公園施設の利用申請等をする際に必要となる利用者登録の手続等について、必要な事項を定めるものです。

(利用対象施設)

第2条 システムにより利用の手続きを行うことのできる公園施設は、茜浜緑地 多目的広場A面及びB面、袖ヶ浦運動公園 多目的広場A面及びB面、実籾本郷公園 多目的広場とします。

(利用規約の同意)

第3条 システムを利用して施設の利用申請等を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、公園緑地課はシステムによる手続きを提供します。

2 システムの利用者登録をされた者は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、システムを利用できません。

(登録区分)

第4条 利用者登録は、団体登録のみとします。

(利用者登録の対象者)

第5条 システムの利用者登録をすることができる団体は、8名以上で構成され、かつ代表者が市内に住所を有しており、主な活動地域が市内であることが必要です。

(利用者登録等)

第6条 システムを利用し、公園施設の抽選申込み又は予約等を行うことを希望する団体は、インターネットに接続しているパソコン端末等（以下「端末」といいます。）を用いて利用者登録の仮登録（以下「仮登録」といいます。）を行わなければなりません。

2 公園緑地課は、仮登録をした団体に対して、利用者番号を設定します。

3 仮登録をした団体は、公園緑地課窓口へ習志野市休日等公園使用登録申請書（以下「申請書」といいます。）を提出するとともに、次に掲げる書類を提示又は提出するものとします。

- (1) 登録団体所属員名簿
- (2) 前年度活動実績

(3) 前年度収支決算書

(4) 団体代表者の顔つきの公的身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

4 前項の登録は、1 団体につき 1 度しかできないものとします。

（利用者登録の承認）

第 7 条 公園緑地課は、前条または第 17 条第 2 項の規定による申請書の提出があった場合、内容を審査し利用者登録の承認をするものとします。

（利用者番号、パスワードの利用及び管理）

第 8 条 前条の規定により利用者登録された者（以下「登録者」といいます。）は、システムの利用にあたって、利用者番号及びパスワードを入力することにより、次条の手続きを行うことができます。

2 登録者は、次の各号の事項に注意して、利用者番号及びパスワードを自己の責任において厳重に管理してください。

(1) 利用者番号及びパスワードは、他人に知られないように管理すること

(2) 他人からのパスワードの照会に応じないこと

(3) パスワードの忘失、盗難、不正使用等が発覚した場合は、速やかに公園緑地課へ連絡し、その指示に従うこと

3 登録者は、他人に利用者番号及びパスワードを譲渡し、又は貸与することはできません。また、利用手续によって得た権利を他人に譲渡し又は貸与することはできません。

4 公園施設の利用申請について、登録者以外の者が利用者番号又はパスワードを使用し、本システム又は公園施設を利用し、損害等が発生した場合は、その責は登録者が負うものとします。

（利用できるサービス）

第 9 条 システムにより利用できるサービスは、次の各号のとおりとします。

(1) 抽選予約の申込み

(2) 抽選予約申込み状況の確認

(3) 抽選結果の確認

(4) 随時予約の申込み

(5) 随時予約の申込み状況の確認

2 公園緑地課は、天災地変、通信上のトラブル、その他やむを得ない事由により前項のサービスを受けられなかった場合、その責を負いません。

(抽選予約の申込等)

第10条 抽選予約に申込みできる者は、市内団体とし、個人及び市外団体は申込みができません。

2 抽選予約の申込みは、システムを利用してのみ行うことができます。ただし、システムの不具合等、公園緑地課が特に認めた場合はこの限りではありません。

3 抽選予約の申込み期間は、公園施設の利用を希望する日の属する月(暦月をいいます。以下同じ。)の2ヶ月前の1日から5日までとし、6日にシステムによる自動抽選方式にて当選者が決定します。

(随時予約の申込)

第11条 抽選が終了した時点で、予約申込みがされていない公園施設の予約(以下「随時予約」といいます。)に申込みできる者は、公園施設利用を希望するすべての団体とします。

2 随時予約は、毎月16日午前9時より、システム利用により、又は公園緑地課窓口にて先着で受付します。

(予約の変更・取消)

第12条 予約の変更及び取消は、予約が確定した後、使用予定日の2日前までに公園緑地課窓口に申し出をすることにより、行うことができます。なお、予約の取り消しによって第14号第1項に規定する予約可能回数が増えることはありません。

(許可書)

第13条 公園緑地課は抽選予約の当選者となった団体に対し、許可書を発行いたします。

(使用の制限)

第14条 1 登録団体につき申請は各日第3希望まで申し込めることとし、1月の当選できる回数は8回を限度とします。ただし、公園緑地課が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

2 公園を使用できる時間は、休日等の午前(午前9時から午後1時までをいい、以下同様です。)又は午後(午後1時から午後5時までをいい、以下同様です。)とし、1登録団体が午前及び午後の両方において使用することはできません。ただし、公園緑地課が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

3 公園を使用できる行為は、運動競技と、各種イベント及び行事などのレクリエーション活動とします。ただし、高校生以上の団体が、野球などのボールコントロールのつきにくい競技で使用する場合は、安全を確保するため実籾本郷公園多目的広場のみ使用できるものとします。

(利用者登録の変更)

第15条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに公園緑地課窓口
に届け出なければなりません。

2 登録者は、前項の利用者登録の変更を行う場合は、公園緑地課に習志野市登録変更届を
提出するものとします。

(利用者登録の有効期間)

第16条 利用者登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとします。

2 公園緑地課は、有効期限が過ぎ、利用者登録が無効となってから3ヶ月を経過したと
きは、当該利用者番号を削除することができるものとします。

(利用者登録の更新)

第17条 利用者登録をした者が、翌年度の4月1日以降においても引き続きシステムを
利用する場合は、利用者登録の更新手続きが必要となります。更新手続きは有効期間の満
了する日の3ヶ月前から行うことができます。

2 更新手続きをしようとする団体は、公園緑地課に更新にかかる申請書を提出するとと
もに、第6条第3項第1号から第4号に規定する書類を提出するものとします。

(利用の一時停止)

第18条 公園緑地課は、次の各号に該当した場合には、登録者のシステムの利用の一部
又は全部を一時停止することができるものとします。

- (1) 登録者がこの規約等に違反した場合
- (2) その他公園緑地課が不適切な利用と判断した場合

(登録資格の喪失)

第19条 登録者（登録者を構成する一部の構成員を含む）が次の各号のいずれかに該当
した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、登録者は、資格の喪失
に至るまでに生じた損害及び資格の喪失によって生じた損害を賠償するものとします。

- (1) 登録者からの申し出により、公園緑地課が認めた場合
- (2) 利用者登録後、公園緑地課へ提示又は提出した内容に 虚偽の申告があった場合
- (3) 許可書を発行された公園施設の管理に関する条例若しくは規則又はこの規約に違反
した場合
- (4) 個人登録をしている本人が死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (5) 住所の変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不
明となった場合
- (6) システムに対し、不正にアクセスした場合

- (7) システムの管理及び運営を故意に妨害した場合
- (8) 営利を目的とした場合
- (9) 公園緑地課が、その他登録者として不適切と認めた場合

2 公園緑地課は、前項の規定により登録を取り消した場合は、当該登録団体に対しその旨を通知するものとします。

(利用時間)

第20条 システムの利用時間は、24時間とします。なお、公園緑地課窓口にて予約する場合は、8時30分から17時15分までとします。

2 前項の規定に関わらず、緊急の保守又は点検を行うために、システムの一部又は全部を停止する場合があります。システムの停止を行う場合は、ホームページ等で事前にお知らせしますが、公園緑地課が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(禁止事項)

第21条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを手続き以外の目的で利用すること
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害又は破壊すること
- (4) システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること
- (5) 他人のID、パスワード等を不正に使用すること
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること

(禁止行為に対する防御措置)

第22条 公園緑地課は、システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らか
な場合又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者登録の
対象者から収集した情報の抹消、システムの停止等必要な措置を行うことができるもの
とします。

(免責事項)

第22条 公園緑地課は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害
及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 公園緑地課は、システムの運用の停止、中止、中断等により登録者に発生した損害に
ついて、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第23条 利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、公園緑地課は、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。

(登録情報の字体)

第24条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体(標準文字をいいます。)になります。

(利用規約の変更)

第25条 公園緑地課は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、その他システムに関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

1 この規約は、令和4年10月1日から施行します。